

## Ⅲ システムの方針と目標

### 1 基本的事項

L A S - Eの基準に沿った環境マネジメントに取り組む自治体は、環境面での取り組みの基本方針（以下「**環境方針**」という。）を定め、その実現に向け、申請した類型区分に属する**共通実施項目**のうち、一定の数以上について実施しなければなりません。具体的な取り組み方法については、自治体が独自に決めることができます。

また、各ステージのそれぞれの部門において、地域特性、行政組織や政策の現状、市民・事業者の意識、活動などに即して、できる限り数量的な目標（以下「**独自目標**」という。）を定めます。

23年度は、エコアクション部門、エコマネージメント部門、エコガバナンス部門それぞれの第1ステージを申請し、実施します。

### 2 環境方針

環境方針は、環境面での取り組みの基本となる方針です。

目標設定のための枠組みを提供する全体的な環境に関連する意図及び原則についての組織による声明となります。

### 3 共通実施項目

L A S - Eでは、各部門・ステージごとに、すべての取り組み自治体が共通して取り組むべき環境政策の内容、行政運営のしくみ、住民参加の方法などについての内容を示していますが、これを共通実施項目といいます。実施項目は、ほとんどのものが数量的な計測を必要とせず、その取り組みを実施しているか否かで判断できる性質のものから構成します。

システムでは、L A S - Eの共通実施項目に対応した具体的な取り組み方法を設定し、実施します。

### 4 独自目標

共通実施項目の中に「独自目標を定める」といった必須項目が入っています。独自目標は、地域特性、行政組織や政策の現状、民間の環境保全活

動、市民・事業者の意識などの実態に即して定める重点的あるいは個性的な目標で、出来る限り数量的な表現をとるものとしています。

また、独自目標の内容は、目標審査委員会で審議され、決定されます。また、社会情勢の変化や環境監査の結果により、必要に応じて内容の見直しを行います。この独自目標がシステムの目標となります。

## 5 地球温暖化対策実行計画に関する目標

独自目標のうち、役場事務分の温室効果ガス排出量の削減については、役場の「地球温暖化対策実行計画」に対応する数値目標とし、また、それに直接的・間接的に関わる項目についても削減目標を設定します。

